

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第74号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) ……2
- 告示第75号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) ……2
- 告示第76号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) ……2
- 告示第77号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) ……2

### 公 告

- 公告第27号 広野中学校校舎外壁改修工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……3
- 公告第28号 横島関連面整備(目川その5)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……5
- 公告第29号 横島関連面整備(大川原その1)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……7

### 監 査 委 員

- 公表第8号 定期監査の結果の報告……………9

### 公 営 企 業

- 公告第15号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し……………10

**告 示**

**宇治市告示第74号**

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年6月23日から14日間  
平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
伊勢田町71号線	伊勢田町若林29番地の3 伊勢田町若林29番地の7	前	5.9	47.8	
		後	6.5	47.8	
	伊勢田町若林29番地の3 伊勢田町若林29番地の7	前	5.1 ~6.6	2.4	
		後	5.1 ~6.6	2.0	
伊勢田町80号線	伊勢田町北山35番地の23 伊勢田町北山35番地の23	前	5.1 ~6.6	2.4	
		後	5.1 ~6.6	2.0	
	伊勢田町北山30番地の4 伊勢田町北山30番地の41	前	4.9 ~8.2	3.7	起点の地番「伊勢田町北山30番地の4」を「伊勢田町北山30番地の41」に改正。
		後	4.9	1.7	

**宇治市告示第75号**

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年6月23日から14日間  
平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
伊勢田町71号線	伊勢田町若林29番地の3 伊勢田町若林29番地の7	平成29年6月23日

**宇治市告示第76号**

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年6月23日から14日間  
平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
宇治43号線	宇治半白85番地の6 宇治半白88番地の6	前	2.0 ~6.6	71.3	
		後	6.1 ~6.5	71.3	
宇治72号線	宇治天神48番地の1 宇治天神50番地の1	前	6.0 ~7.7	13.0	
		後	6.0 ~8.5	13.0	
宇治74号線	宇治天神52番地の4 宇治天神52番地の2	前	1.0	27.4	
		後	1.5	27.4	
宇治86号線	宇治天神50番地の6 宇治天神50番地の1	前	4.1 ~6.0	48.5	
		後	6.0 ~6.3	48.5	
伊勢田町22号線	伊勢田町砂田6番地の256 伊勢田町砂田6番地の256 伊勢田町砂田6番地の256	前	6.0 ~9.2	2.9	
		後	6.0 ~12.0	2.9	

**宇治市告示第77号**

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年6月23日から14日間  
平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

宇治43号線	宇治半白85番地の6 宇治半白88番地の6	平成29年6月23日
宇治72号線	宇治天神48番地の1 宇治天神50番地の11	平成29年6月23日
宇治74号線	宇治天神52番地の4 宇治天神52番地の2	平成29年6月23日
宇治86号線	宇治天神50番地の6 宇治天神50番地の1	平成29年6月23日
伊勢田町22号線	伊勢田町砂田6番地の2 56 伊勢田町砂田6番地の2 56	平成29年6月23日

**告 示**

**宇治市公告第27号**

広野中学校校舎外壁改修工事に係る条件付一般競争入札について

広野中学校校舎外壁改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

**1 入札に付する事項**

- (1) 工 事 名 広野中学校校舎外壁改修工事
- (2) 工事場所 宇治市広野町山3番地
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 校舎（東校舎・南校舎・北校舎・通路屋根改修）  
RC造4階建て 一部鉄骨造
- ・建築面積 1,521.74㎡
- ・延床面積 5,815.40㎡

○工事概要

- ・校舎外壁改修工事 一式
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
- ・上記に伴う解体・撤去・処分 一式

- (4) 工 種 建築一式工事
- (5) 工事期間 契約日から平成29年11月15日まで 126日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない

こと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における建築一式の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

**3 入札参加資格の確認**

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書  
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部

**4 入札参加資格の確認手続**

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
  - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
  - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
 

平成29年6月9日	午前9時から
平成29年6月15日	午後2時まで

## ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

## (2) 確認申請書の提出

## ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

## ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

## ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年6月9日 午前9時から

平成29年6月15日 午後2時まで

## (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

## ① 審査結果は、平成29年6月27日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

## ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

## (4) その他

## ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

## ② 提出された確認申請書等は返却しない。

## ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 設計図書の配布

## (1) 入手方法

## ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

## ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

## (2) 配布期間

平成29年6月9日 午前9時から

平成29年7月5日 午後2時まで

## 6 設計図書類に関する質疑回答

## (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参又はファックスにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

## (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

## (3) 質疑の受付期間

平成29年6月9日 午前9時から

平成29年6月28日 正午まで

## (4) 回答

回答については、平成29年6月30日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## 7 入札期間及び開札の日時

## (1) 入札期間

平成29年7月4日 午前9時から午後6時まで

平成29年7月5日 午前9時から午後2時まで

## (2) 開札日時

平成29年7月6日 午前10時

## 8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

## 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 11 予定価格

本件の予定価格は、93,225,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

## 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、77,052,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

## 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

## 15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

## 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

## 17 支払条件

(1) 前払金



前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。  
 なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第28号

横島関連面整備（目川その5）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（目川その5）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 横島関連面整備（目川その5）管渠建設工事
- (2) 工事場所 宇治市横島町十一地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長	L=431.4m
推進工（SPφ500（VUφ350） （HPφ350）	L=23.9m L=227.0m
開削工（VUφ200）	L=180.5m
マンホール設置工	N=8箇所
取付管工	N=8箇所

汚水桝設置工	N=8箇所
立坑工	一式
薬液注入工	一式
舗装工	A=828.7㎡
付帯工	一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成30年3月16日まで 247日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - ① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。
  - ② 技術者として推進工法の施工実績（公共、元請で平成19年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。
  - ③ 会社として推進工法の施工実績（公共、元請で平成24年度以降のものに限る。）を有すること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

と。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

- a) 配置予定推進工事技術士調書
- b) 配置予定監理技術者調書1
- c) 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書2

(配置予定推進工事技術士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)

③ 配置予定現場代理人調書

(配置予定推進工事技術士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成29年6月9日 午前9時から  
平成29年6月15日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501  
京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年6月9日 午前9時から  
平成29年6月15日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年6月27日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年6月9日 午前9時から  
平成29年7月5日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課  
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年6月9日 午前9時から  
平成29年6月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年6月30日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年7月4日 午前9時から午後6時まで  
平成29年7月5日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年7月6日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

#### 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

#### 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

#### 11 予定価格

本件の予定価格は、148,988,160円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

#### 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、122,379,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

#### 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

#### 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

#### 15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

#### 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

#### 17 支払条件

##### (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

##### (2) 部分払

部分払は、行わない。

#### 18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

#### 19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

### 宇治市公告第29号

横島関連面整備（大川原その1）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（大川原その1）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

#### 1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 横島関連面整備（大川原その1）管渠建設工事

(2) 工事場所 宇治市横島町大川原地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L=244.4m

推進工（SPφ450（VUφ200）） L=24.0m

（HPφ250） L=220.4m

マンホール設置工 N=3箇所

立坑工 一式

薬液注入工 一式

付帯工 一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成30年3月16日まで 247日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における土木一式の総合評価値(P)が870点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入業者であること。

(9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること(推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。)

② 技術者として推進工法の施工実績(公共、元請で平成19年度以降のものに限る。)を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。

③ 会社として推進工法の施工実績(公共、元請で平成24年度以降のものに限る。)を有すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

### 3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

a) 配置予定推進工事技士調書

b) 配置予定監理技術者調書1

c) 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書2

(配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)

### ③ 配置予定現場代理人調書

(配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

### 4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成29年6月9日 午前9時から

平成29年6月15日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年6月9日 午前9時から

平成29年6月15日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年6月27日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

### 5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワード



を入力する必要がある。

- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年6月9日 午前9時から  
平成29年7月5日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課  
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年6月9日 午前9時から  
平成29年6月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年6月30日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成29年7月4日 午前9時から午後6時まで  
平成29年7月5日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年7月6日 午前9時30分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、113,794,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、93,278,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

- (1) 前払金  
前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

- (2) 部分払  
部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)



宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定による

り、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年6月12日

宇治市監査委員  
 小 山 茂 樹  
 森 真 二  
 水 谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成28年度総務部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成29年2月6日から同年3月22日まで

第4 監査の概要

この監査は、総務部総務課、IT推進課、管財課、契約課及び選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 庁舎使用料収入状況（管財課）
- 市有地貸付料収入状況（管財課）
- 報償費支出状況（契約課）
- 補助金支出状況（総務課）
- 委託料支出状況
- 賃借料支出状況（IT推進課）
- 備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 総務課

- (1) 補助金支出状況について  
特になし。
- (2) 委託料支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

2 IT推進課

- (1) 委託料支出状況について  
受託者が業務の一部を再委託する場合に承諾を行う時期について、業務の着手より前でなければならないところ、業務の着手以後となっている事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 賃借料支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

3 管財課

- (1) 庁舎使用料収入状況について  
庁舎使用料徴収事務は私人に委託されているところ、受託者による収納金の納付が、契約書所定の納期限から遅延している事例が見受けられた。今後は適切な監理に努められたい。
- (2) 市有地貸付料収入状況について  
特になし。
- (3) 委託料支出状況について  
支出負担行為の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。

4 契約課

- (1) 報償費支出状況について  
特になし。

- (2) 委託料支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

5 選挙管理委員会事務局

- (1) 委託料支出状況について  
特になし。  
なお、平成25年度の前回定期監査において、委託料の支払が契約書に定めのある期日から遅延しているものが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
- (2) 備品管理状況について  
特になし。

(揭示済)



宇治市上下水道事業公告第15号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、次に掲げる宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成29年6月23日

宇治市長 山本 正

指定番号 第129号 中村設備